

事 務 連 絡

平成 27 年 9 月 3 日

都道府県労働局

労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災管理課長補佐（企画担当）

長期家族介護者援護金の事務処理における取扱いについて

長期家族介護者援護金（以下「援護金」という。）の支給については、平成 7 年 4 月 3 日付け基発第 199 号「長期家族介護者援護金の支給について」により取り扱われてきたところである。

同通達においては、毎年度、援護金の支給状況について、各都道府県労働局長が本省労働基準局労災管理課あて報告することとしているが、今般、平成 26 年度における援護金の支給状況を精査したところ、申請書受付日から支給決定日まで数ヶ月を要している事案が散見されたことから、援護金の事務処理について、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 援護金の処理期間について

平成 25 年 10 月 21 日付け基発 1021 第 1 号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」及び平成 26 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 5 号「「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」の一部改正について」で示されたとおり、援護金の支給又は不支給決定は標準処理期間を 1 ヶ月とされていることを踏まえ、迅速・適正な処理を行うこと。

2 処理期間に 1 ヶ月以上を要する場合の取扱いについて

不備返戻に対する請求者の応答が長期間かかるなど、やむを得ない理由による処理の遅れなどがみられるところであるが、1 において定めた標準処理期間 1 ヶ月を経過した事案及び経過することが予想される全ての事案については、担当者から申請人に、支給決定に要すると予想される期間及び当該期間を要する理由を連絡の上、迅速・適正な処理に努めること。

3 「長期家族介護者援護金支給状況報告書」について

平成7年4月3日付け基発第199号「長期家族介護者援護金の支給について」に基づき毎年報告を求めている「長期家族援護金支給状況報告書」の「支給年月日」については、今後「支給決定年月日」または、「不支給決定年月日」を記載すること。

【照会先】

厚生労働省労働基準局

労災管理課企画調整係 古賀・東・天沼

TEL 03-5253-1111 (内線: 5436、5437)

FAX 03-3502-6747